相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区下末吉一丁目九四〇番地、最後の住所横浜市鶴見区下末吉一丁目二七番一九号　被相続人　亡　田中　芳美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

横浜市中区太田町一丁目九番地　神奈川県興業ビル四階

相続財産管理人　弁護士　瀬古　宜春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座八丁目二番地一、最後の住所横浜市港北区日吉一丁目一七番一五号　被相続人　亡　城野　卓郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

事務所横浜市中区南仲通三丁目三五番地　横浜エクセレントⅢ九階

相続財産管理人　弁護士　川島　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区西神奈川一丁目八番地一四、最後の住所横浜市港北区仲手原二丁目二七番一八号　被相続人　亡　高川　時男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

横浜市中区住吉町一丁目六番地Ｍ・Ｐ・Ｓ関内五〇七号室

相続財産管理人　弁護士　河合　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区富士見二丁目五四番地、最後の住所神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷四九一番地の一　フジタ第八箱根山マンション五〇八　被相続人　亡　渡邉　清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル

相続財産管理人　弁護士　村松　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市安宅町ワ八番・九番合併地一、最後の住所石川県小松市安宅町ワ八番・ワ九番合併地一　被相続人　亡　牧　與司朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

富山市西田地方町二―一二―一　澤田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　太田　悠史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市安宅町ワ八番・九番合併地一、最後の住所石川県小松市安宅町ワ八番・ワ九番合併地一　被相続人　亡　中野　尚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

金沢市中央通町一七九番地、最後の住所富山市吉作一一五四番地

相続財産管理人　弁護士　村松　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市安宅町ワ八番・九番合併地一、最後の住所石川県小松市安宅町ワ八番・ワ九番合併地一　被相続人　亡　牧　與司朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

事務所石川県加賀市小菅波町二丁目八五番地

相続財産管理人　中已出　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市下河原町一〇番地、最後の住所静岡県三島市東町二番四七号　イースト産業ビル二階　被相続人　亡　杉山　美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

事務所静岡県三島市中田町六番三三号　原島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原島　年央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市中区紙屋町二丁目三二番地、最後の住所大阪市東成区深江北二丁目四番三六―四〇四号　被相続人　亡　竹林　伸之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市伊保三丁目一二二九番地、最後の住所兵庫県高砂市曽根町一二三五番地の一　被相続人　亡　島野　時代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二

相続財産管理人　弁護士　儀野　元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県岩出市中黒一二六番地二、最後の住所和歌山県岩出市中黒一二六番地の二　被相続人　亡　南方　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

事務所和歌山県岩出市西野一三五番地の二一

相続財産管理人　司法書士　野嶋　弘太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市因島土生町甲一二三七番地、最後の住所広島県尾道市因島土生町一〇三八番地一　被相続人　亡　焼家　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

広島県尾道市平原一丁目二〇番二四号、事務所広島県尾道市新浜一―一四―三一金属ビル七〇二号室山脇・山内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山脇　将司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県多久市多久町一一三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川内野嘉昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

佐賀県佐賀市駅南本町一番二三号

相続財産管理人　司法書士　中島　秀麿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市蓮池町大字小松七一番地、最後の住所佐賀県佐賀市兵庫南三丁目一四番二五―四〇六号　被相続人　亡　小柳　清藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目一〇番三七号佐賀駅前センタービル六階　佐賀駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長戸　和光

第34期決算公告　平成28年7月27日

名古屋市中区上前津2丁目4番5号

株式会社名古屋カード

代表取締役　原田　守

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	13,048,986
	固定資産	578,879
	資産合計	13,627,865
負債及び純資産の部	流動負債	8,425,009
	固定負債	122,607
	株主資本	5,071,694
	資本金	50,000
	資本剰余金	5,154,381
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	5,141,881
	（うち当期純利益）	(491,469)
	自己株式	△ 132,687
	評価・換算差額等	8,554
	負債・純資産合計	13,627,865